

第三十四回 参議院内閣委員会会議録 第三号

(四四)

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前
十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長	中野 文門君
理事	
委員	
伊藤	増原 恵吉君
伊藤	村山 道雄君
伊藤	顕道君
伊能繁次郎君	大谷 小柳 牧衛君
伊能繁次郎君	下村 定君
伊能繁次郎君	一松 定吉君
伊能繁次郎君	松村 秀逸君
伊能繁次郎君	鶴園 哲夫君
伊能繁次郎君	矢嶋 三義君
伊能繁次郎君	山本伊三郎君
辻 政信君	辻 政信君
國務大臣	井野 積哉君
國務大臣	佐藤 桂作君
國務大臣	佐藤 渡君
國務大臣	赤城 宗徳君
國務大臣	中曾根康弘君
政府委員	福田 駿泰君
總理府総務長官	佐藤 朝生君
務副長官	増子 正宏君
内閣総理大臣	横山 フク君
官房公務員制度調査室長	佐々木義武君
科学技術政務次官	
原子力政策局長	

○ 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)	本日の会議に付した案件
○ 防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)	○ 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○ 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)	○ 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○ 委員長(中野文門君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を聽取いたしました。議題となりました原子力委員会設置法
最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を提出いたします。政府から提案理由の説明を聽取いたしました。	の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

○ 委員長(中野文門君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。	原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営をはかるため、昭和三十一年に設置せられたものであります。その後わが国は原子力開発利用は、原子炉の開発研究の面におきましても、核燃料物質の開発の面におきましても、あるいはまたアイソotopeの利用の面におきまして、わざか数年の間に著しい発展をとおり、また、将来における利用をめざしての各種の試験研究もその範囲を拡大し、かつ、内容を高めて参ったのであります。
最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を提出いたします。政府から提案理由の説明を聽取いたしました。	このよる情勢に応じて原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌する事務も拡大しきつ、重要な度を加えて参ったのであります。
○ 委員長(中野文門君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。	このよる情勢に応じて原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌する事務も拡大しきつ、重要な度を加えて参ったのであります。
最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を提出いたします。政府から提案理由の説明を聽取いたしました。	このよる情勢に応じて原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌する事務も拡大しきつ、重要な度を加えて参ったのであります。
○ 委員長(中野文門君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。	このよる情勢に応じて原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌する事務も拡大しきつ、重要な度を加えて参ったのであります。

○ 委員長(中野文門君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を提出いたします。政府から提案理由の説明を聽取いたしました。	本日の会議に付した案件
○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を提出いたします。政府から提案理由の説明を聽取いたしました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を提出いたします。政府から提案理由の説明を聽取いたしました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を提出いたします。政府から提案理由の説明を聽取いたしました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。
○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。	○ 委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

（四四）

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前
十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君

理事

委員

伊藤 増原 恵吉君

伊藤 村山 道雄君

伊藤 顕道君

伊能繁次郎君 大谷 小柳 牧衛君

伊能繁次郎君 下村 定君

伊能繁次郎君 一松 定吉君

伊能繁次郎君 松村 秀逸君

伊能繁次郎君 鶴園 哲夫君

伊能繁次郎君 矢嶋 三義君

伊能繁次郎君 山本伊三郎君

辻 政信君 辻 政信君

國務大臣 井野 積哉君

國務大臣 佐藤 桂作君

國務大臣 佐藤 渡君

國務大臣 赤城 宗徳君

國務大臣 中曾根康弘君

政府委員 福田 駿泰君

總理府総務長官 福田 駿泰君

務副長官 佐藤 朝生君

内閣総理大臣 佐藤 朝生君

官房公務員制度調査室長 佐藤 朝生君

科学技術政務次官 佐藤 朝生君

原子力政策局長 佐藤 朝生君

（四四）

関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回、昭和三十四年七月に行なわれました人事院勧告に基づいて昭和三十五年四月一日以降一般職の職員のうち主として中級の職員の給与を改訂することとし、別途法律案を提出して御審議を願うこといたしましたのであります。これに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められております私書官につきましても、同様に俸給月額の改定を行なおうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申しあげます。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終りました。

本案の自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月八日、予備審査のため本委員会に付託されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○矢嶋三義君 委員長、議事進行。これは、総理府総務長官の提案趣旨説明をちょっと保留していただきたい。理由を申し上げます。これは、総務長官個人云々を申すのじゃないのです。これはわが社会党の正式機関できました態度でございまして、長きにわたつて、給与担当国務大臣をきめてほしいということを政府に要望しているのにきめられない。私が申し上げるまでも

なく、国家行政組織法では十七人の大臣で事務を分担することにきまつていわけです。かつては総副総理が給与を担当したり、あるいは大久保国務大臣が給与を担当されたわけではありません。ところが最近、内閣は担当国務大臣を置かれない。幾ら要望してもさへならない。そりして、まあ国家行政組織法上から言えども、官房長官並びに総理府総務長官は閣議の構成メンバーではないわけです。従つて閣議に議する案件を提案する権限もなければ、採決権もないわけなんですね。政府委員に寸止めをするといふならば、私は直ちに応じられますけれども、福田総務長官の趣旨説明を今受けたといふことは、わざとペントディングになつてゐる問題でございますので工合が悪いから保留していただきたい。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

午前十時五十九分速記中止

午前十一時二十五分速記開始

○委員長(中野文門君) それでは、速記を起こして。

○伊藤鶴道君 委員長強く要望したくとも関連しまして、本会議で農地被買収調査会法案の提案理由の趣旨説明が先週であります。今なおペンドイングになつてゐるわけでありまして、この問題が解決しなければ、内閣の首班の總理大臣にお伺いをしてみなければなりません。これらも関連しまして、本会議で農地被買収調査会法案の提案理由の趣旨説明が先週であります。今なおペンドイングになつてゐるわけでありまして、この問題が解決しなければ、内閣の首班の總理大臣にお伺いをしてみなければなりません。

○委員長(中野文門君) それにも直ちには参らぬと思います。そこで委員会のその意向として決定するわけにも直ちには参らぬと思います。委員会の内部に強い御要望のあることはよく確認をいたしましたので、委員長の善処を御期待願いたいと思ひます。

○伊藤鶴道君 委員長強く要望したいと思いますが、こういう内閣委員会の給与審査にあたって、従来慣例々々できたわけですが、当然担当大臣が提案説明をすべきである。そういう原則について、社会党側から練り返し練り返し、そのことについては強く要望してきたところであります。

○委員長(中野文門君) それでは、提案理由の説明を、福田總務長官御発言を願います。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昨年七月十六日、人事院は、国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行なうべきことを勧告いたしましたのであります。私は、福田總務長官を尊敬しておられます。あなた個人について云々といふことでなく、あなたがねそういう強い御意向の、委員会内部並びに院内外

に、そういう声のあることは、私もよく承知いたしておりますが、今あらためての御発言でござりますので、当委員会の内部にあなたと同じような強力な希望意見を持つておられる方が多數あります。ところが最近、内閣は担当国務大臣のどなたか、あるいは副総理でもお出でになつて提案理由の趣旨説明をするといふならば、私は直ちに応じられますけれども、福田總務長官の趣旨説明を今受けたといふことは、わざとペントディングになつてゐる問題でございますので工合が悪いから保留していただきたい。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

午前十一時二十五分速記中止

午前十一時二十五分速記開始

○委員長(中野文門君) それでは、速記を起こして。

○伊藤鶴道君 委員長強く要望したくとも関連しまして、本会議で農地被買収調査会法案の提案理由の趣旨説明が先週であります。今なおペンドイングになつてゐるわけでありまして、この問題が解決しなければ、内閣の首班の總理大臣にお伺いをしてみなければなりません。これらも関連しまして、本会議で農地被買収調査会法案の提案理由の趣旨説明が先週であります。今なおペンドイングになつてゐるわけでありまして、この問題が解決しなければ、内閣の首班の總理大臣にお伺いをしてみなければなりません。

○委員長(中野文門君) それにも直ちには参らぬと思います。そこで委員会の内部に強い御要望のあることはよく確認をいたしましたので、委員長の善処を御期待願いたいと思ひます。

○伊藤鶴道君 委員長強く要望したいと思いますが、こういう内閣委員会の給与審査にあたって、従来慣例々々できたわけですが、当然担当大臣が提案説明をすべきである。そういう原則について、社会党側から練り返し練り返し、そのことについては強く要望してきたところであります。

○委員長(中野文門君) それでは、提案理由の説明を、福田總務長官御発言を願います。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昨年七月十六日、人事院は、国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行なうべきことを勧告いたしましたのであります。私は、福田總務長官を尊敬しておられます。あなた個人について云々といふことでなく、あなたがねそういう強い御意向の、委員会内部並びに院内外

すなわち、暫定手当の整理を含め、いわゆる地域給に閑適と認める措置を国会及び内閣に勧告するため、調査研究することを人事院の権限に加えることといたしました。

次に、現行の特殊勤務手当は、俸給に組み入れられる等の措置が行なわれられておりますが、その後実際の運用にあたって、種々実情に即しない点が認められるに至りましたので、この

際、特殊勤務手当に関する規定の整備を行なおうとするものであります。すなわち、特殊勤務手当の性格を明確にするとともに、従来その一種として設けられている隔遠地手当を独立した手当として設定することとし、具体的な項目は、それぞれ人事院規則にゆだねることといたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律及び関係法律の改正を行ない、本年四月一日から施行しようとするものであります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

本案の自後の審査は、後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月八日、予備審査のため本委員会に付託されました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたしました。政府から提案理由の説明を聽取いたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申しあげます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額等の改訂を行ない、あわせて特殊勤務手当等に関する規定を整備するため必要な措置を講じようとするものであります。

すなわち、まず、参考官等及び自衛官の俸給表につきましては、一般職の

例に準じて改訂を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によるることいたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額につきましても改訂を行なうこといたしております。

また、特殊勤務手当等に関する現行規定につきましても、一般職に準じて整備することいたしております。

なお、この法律案は、本年四月一日から施行することいたしております。何とぞ慎重重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

本日までなおその書類を私は受け取っておりません。従つて、防衛庁長官にその提出を要請していただきたい。さらには委員長としては、早急に行政府にその問題については次回の委員会で取り上げを願いたい。その点については委員長、理事打合会で御検討いただきたいと思いますが書面の催促をいたしておこ次第であります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 事務局から出したそうです。まだお手元まで届かぬようでございますが、出してあるそうですから……

○矢嶋三義君 この内容については委員長、理事打合会でいつ取り上げるか、私としては前国会の続きをか、木曜日に取り上げていただきたい。それは検討していただきますが、出したとということですが、私は委員部を通じて何回となく催促したのですが、けさ出たそうですが、これは赤城さん、あなたの全部所管しているわけではないから、あなたに申し上げるのは酷かと思うのですが、ああいうふうに臨時国会のときに速記をつけて、臨時国会の閉会までに出していただきたい。出しますと約束をしておいて、委員部を通して七、八回くらい催促しているはずですよ。それを出さないで、けきになつて出すということはあまり望ましいことではないと思うのですよ。けさ出されたから今まで委員部としては出さなかつた。だから、私は委員部を責めません。これについては、今後こういうことのないようにお願いしておきたい。

○委員長(中野文門君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を認証いたします。本案につきましてはすでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより本案の質疑をおこないます。政府側出席の方々は、中井法務政務次官、津田司法法制調査室長、以上でござります。御質疑のおおりの方は、順次御発言を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

ただいま井野法務大臣御出席に相なりました。それでは伊藤君に発言を許します。

○伊藤頸道君 井野法務大臣に長野刑務所の移転に関連して、二、三お伺いしたい。この長野の刑務所は、大へん古いので、明治十六年十二月建設とか、そういうことで相当老朽しておりますし、また危険な建物でもありますし、さらにまた、これがたまたま長野市市野のどまん中にあって、長野都市計画上非常に支障があつて市民からも希望がある。そういう意味で隣接しておる須坂に移そうとしておる。そこまで話はよくわかるわけなんですが、ただ、これを国会の承認を得るといふその時期に誤りがあるのじゃないか、そういう点をまずお伺いしたいと思うのです。

○國務大臣(井野頸道君) 国会の承認を得る時期に誤りがあるといふのは、ちょっとと私の趣旨が了解しがねるのですが、これでござりますけれども、設置法を改正しないければ地位というものは変わりますから、いよいよでき上がりまして変えようといふときに設置法を提案い

たしましたことは時宜を得ておると思つておりますが……。

○伊藤頤道君 この問題については、昭和二十五年ころから隣接の須坂市へ移したい、というそういう方針をすでにそのとき決定して、方針がままらぬと事態は進まぬと思うのでその点はわかりますが、とともにかくにも二十五年ころもう方針を決定して、敷地を買収したり建築を進めて、今回完成したそこでみやかに国会の可決がいただきたい。そういう筋であるわけなんですか。

○國務大臣(井野碩哉君) おそらく長野市から須坂市に移すという場合に、予算措置を講じて国会の御承認を得ておると思います。予算でこれこれの金を土地買収費に要る、またこういう金が建設費に要るということを予算で国会に御承認を得た上で実行したものと私は考えております。

○伊藤頤道君 私が御指摘申し上げておるのは、もうすでに昭和二十五年のときに須坂へ移したいという方針を決定した。その方針を決定した際直ちに国会の承認を得るのが順序ではなからうか。そのとき国会の承認を得て、それから用地を正式に、もちろん下交渉は進めねばなりませんけれども、用地の買収などを、正式に買収するのは国会の承認を得た後やるべきではないか、建築も同様。もしこの問題が、私は反対しておるのじやないのですよ、移転に反対しておるのではないが、とにかく国会の審議を得る時期に、順序に誤りがあるのじやないか。もしかりに極端に言ひなれば、そこまで敷地を買収して建物も建つてしまつた、ところが国会でたまたま承認にならなかつ

所の建設は、収容の方々がやられるので非常に単価が安いだろうと思ひ。一般で六万円ぐらいのところが二万五千円ぐらいの見当で約三分の一、と言うなれば材料費であとは収容人員でやるというのが大体の原則のように承つておられます。従つて普通の省庁であるならば一ヵ所しかできないものが大体三ヵ所ぐらいいできる、そういうような有利な点もあるうと思う。そういうような意味合いから、相當予算が活用されるのじやないか。そういうような意味合いから、先ほども言つたように老朽、倒壊の危険のあるそういうものは、早急に重点的にやるべきじやなかろうか、そういうふうに思うので、この点お伺いいたします。

○矢嶋三義君 いろいろ承りたいことがあります。きょうは一つの質問と資料をお願いしたいと思います。その一つの質問とは、この法律案には法務局及び地方法務局の管轄区域の別表の改正が含まれているようであります。が、地方法務局は約三百ぐらいあり、その下部行政機関に窓口として千五百ばかりの出張所がございます。この支局並びに出張所というものは統計事務等をとつて国民の末端のサービス窓口になつてゐるのですね、これは定員との関係がありますが、よく廃止統合等が伝えられるわけです。われわれもかなり陳情を受けているわけですが、伺いたい点は、市町村合併が非常に促進された、そなりますと、その自治体の行政区画と支局並びに出張所の管轄区域は一体化するようになります。この基本方針と、これはどのくらい進捗しているかということ、それから伺いたい点は、定員の関係もありましょうけれども、そなたくさんの定員要るわけじゃないですかね。地下たひはいて登記に行けるような出張所等をみだりに私は統廃合なんかすべきじゃない。ことに山間僻地等は、地図の上では近い距離にあつても実際は非常に遠いわけですから、相当バス等に乗つて多額の車賃を払つて行き来するといふようなことでは氣の毒だし、そういう定員要るわけじゃないんですから、出張所等はあまり統廃合すべきじゃないと、私はそういう見解を持っているのですが、基本方針としては法務大臣はどういう見解を持つおられか、この二つをお答え願うとともにも検討を加えて参るという次第であります。

に、資料として出していただきたい点は、市町村合併が促進されてから、支局並びに出張所等の出先機関の自体の行政区画との一体化がどの程度進捗しているか。今後どういう方針でおられるか。年次計画があればそれ。それから支局あるいは出張所等を行政政府の支局とか何とかという名目のものとに統廃合する計画がもしあるならば、どういう計画を持っておられるのか。具体的にはどういうところを廃止するといふ考えがあられるのか。私としてはあまり望ましくないことだと思いますけれども、それを書面によつて資料として出していただきたい。以上でござります。

所のいろいろの設備の改善、いわゆる機械類、臘写板とか、その他いろいろなタイプライターとか、そういうものを多く備えまして、それで人員を整備することによりまして、大体今の状態におきましては私は登記所の廃合はしないつもりであります。もう廃合はしないつもりである、こういう方針であります。ただ地元が、今お話しのように、市町村の合併のためにどうしても一ヵ所にしなければ困ると、そういうむしろ向こうから積極的な陳情がありました場合には、それは認めいくと、廃合することは結局悪いことじゃないのですから認めていきますが、地元が欲しない廃合は一切やらない、こういう方針に私はきめまして、法務局にその趣旨も申し伝えておりますので、御心配のよくなことはない、と、こう信じております。なお、そういう意味でござりますから、あるいは資料は御入り用にならないのじやないかと思いますが、いかかでございましょうか。

○中華書局影印

又門君) 速記を起し

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

法律
防衛庁設置法（昭和二十九年法律
第百六十四号）の一部を次のように
改正する。
目次中「統合幕僚会議（第二十五
条第一第二十八条）」を「統合幕僚会議
(第二十五条第一二十八條の二)」に
改める。

第七条第一項中「二千五万四千七百九十九人」を「二十六万三千二百四人」に改め、同条第二項中「十七万人」を「十七万五千人」に、「一万七千六百六十七人」を「三万六十八人」

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三五号 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 愛媛県今治市日吉甲五郎

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。
六九一 近藤長五郎

第三〇号 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三一號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三二號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三三號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三四號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

宿舎に居住する意義もここにあると考へられる。このことは種畜牧場の所在地の如何によつて變るもので、都市の近郊にあるものでも、その地域及び業務の特殊性は考慮せらるべきもので、これらは牧場の実態を無視するものであるから、全種畜牧場の宿舎を無料として指定せられるとともに、既設種畜牧場の欠員補充、新設牧場に対する新定員設定についても善処せられたいとの請願。

第三五号 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三六號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三七號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三八號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三九號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三一〇號 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

第三一一号 昭和三十五年二月三日
受理

金し熟章年金等復活に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡長与村

紹介議員 藤野 繁雄君
丸田郷三五二 佐々野

傷病者の增加恩給等是正に関する請願
請願者 吳太 勝君
県傷痍軍人会内 横山

第三一九号 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、越定基準の根本的是正が行なわれていなければなりません。

第三二〇号 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、越定基準の根本的是正が行なわれていなければなりません。

第三二一號 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、越定基準の根本的是正が行なわれていなければなりません。

第三二二號 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給等是正に関する請願
請願者 千葉県船橋市本町三ノ

紹介議員 小沢久太郎君
一・一七八 大西義一

第三二三號 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給等是正に関する請願
請願者 愛媛県議会議長 近藤

紹介議員 小沢久太郎君
一・一七八 大西義一

第三二四號 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給等是正に関する請願
請願者 愛媛県議会議長 近藤

紹介議員 小沢久太郎君
一・一七八 大西義一

第三二五號 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給等是正に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

紹介議員 井野 積敬君
村黄次郎

第三二六號 昭和三十五年二月二日
受理

現行恩給法中、傷病恩給等是正に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

紹介議員 井野 積敬君
村黄次郎

この請願の趣旨は、第一八一號と同じである。

第三一九号 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 静岡県浜松市市野町二
七〇 村松良二外十八名

第三二〇号 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 松永 忠二君

第三二一號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 立大阪病院内 玉田米
子外二名

第三二二號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 龟田 得治君

第三二三號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 高等学校教職員の給与体系確立に関する請願
請願者 愛媛県議会議長 近藤

紹介議員 小沢久太郎君
一・一七八 大西義一

第三二四號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 愛媛県議会議長 近藤

紹介議員 小沢久太郎君
一・一七八 大西義一

第三二五號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 愛媛県議会議長 近藤

紹介議員 小沢久太郎君
一・一七八 大西義一

第三二六號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

紹介議員 井野 積敬君
村黄次郎

第三二七號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

紹介議員 井野 積敬君
村黄次郎

教育は危機におちいることが考へられるから、(一)高校教育職を専門教育職の特別取扱いとし、新校種別体系を確立するため、高校の教職員給与を五号俸相当額以上是正措置を講ずること、(二)専門教育職として必要な学習生活と教育活動を強化充実すること等の法制化を図られたいとの請願。

第三二八號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三二九號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三〇號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三一號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三二號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三三號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三四號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三五號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三六號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三七號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三八號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三

第三三九號 昭和三十五年二月二日
受理

同一市町村内の暫定手当に関する請願
請願者 重慶県津市桜橋通り三